

奈良県告示第百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、四条土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和元年五月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	喜多 治	橿原市四条町五五三
〃	西川 潔	〃 三六五
〃	奥田 政司	〃 六六九・六七〇
〃	高木 良実	〃 四九〇―一
〃	中谷 英次郎	〃 二〇〇―二
〃	邊方 幸夫	〃 七八八―一
監事	浅田 善嗣	〃 三六〇
〃	浅田 昭史	〃 五〇七・五〇八
〃	石田 由紀	〃 六七二

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	高木 猛	橿原市四条町七〇〇
〃	前川 昌弘	〃 三五六
〃	喜多 一吉	〃 五〇九
〃	中谷 知宏	大阪市阿倍野区天王寺町南三―八―二三
〃	辰巳 嘉尉	橿原市四条町五〇六
〃	宮下 啓一	〃 四八〇―二
監事	高木 寛	〃 四九〇―一
〃	浅田 昭史	〃 五〇七・五〇八
〃	宮下 茂	〃 六七八